

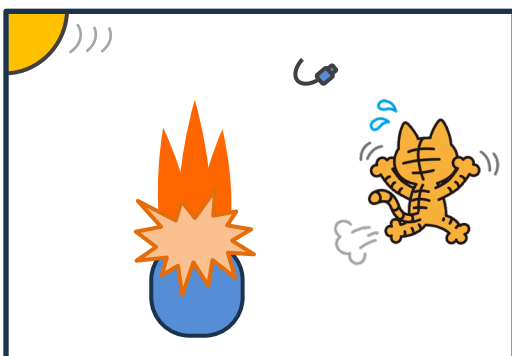
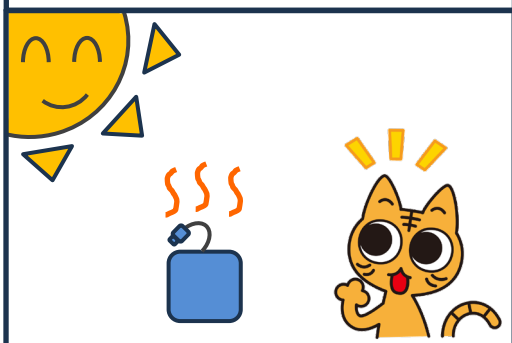


かながわ  
消費生活

# 注意・警戒情報

## モバイルバッテリーここに気をつけて！

### ニャン吉とモバイルバッテリーの巻



### モバイルバッテリーの事故事例

リチウムイオン電池のモバイルバッテリーを購入した。数日前、モバイルバッテリーでスマホに充電していたところ、バン！と音がして爆発し、火花が上がった。消火後に床が変色していた。

### 事故を防ぐためのアドバイス

- ・ 熱い場所に置いたり、強い衝撃を与えないようにしましょう。ショートし膨張や発火の原因になります。
- ・ 長く使っている場合も発火のおそれがあります。買い替えなどの検討をしましょう。(使用期限等はメーカーのウェブサイト等を参照)
- ・ 膨張したら危険です。適切に廃棄しましょう。
- ・ 廃棄する時は自治体の指定する方法に従いましょう。不用意な廃棄から、清掃工場や清掃車で発火する事故が起きています。
- ・ メーカーなどが回収を実施している場合は、利用を検討しましょう。
- ・ 表示が適切か確認しましょう。表示がないものは、安全性が確認できていない可能性があります。(丸形PSEマーク、モバイルバッテリーの製造又は輸入の事業を行う届出事業者名(原則PSEマークに近接して表示)、定格電圧及び定格容量)



〇〇〇〇(株)  
定格電圧：5V  
定格容量：3,500mAh

引用元：経済産業省ホームページ

### モバイルバッテリーの航空機への持込みルールについて

令和8年4月24日からルールが追加されました。

- ① 持ち込みは、ひとり2個までです。
- ② 機内電源などからモバイルバッテリーへの充電をしてはいけません。
- ③ 機内で使用(電子機器への充電)してはいけません。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

局  
番  
なし

い  
や  
や  
188番

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。  
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課(045-312-1121)へお問合せください。



国民生活センター  
公式LINE  
はこちら▶▶▶



## ◆消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、事業者との商品やサービスの契約等に関する相談窓口です。神奈川県が設置する「かながわ中央消費生活センター」のほか、お住まいの市町村にも設置されています。

### ○かながわ中央消費生活センターの電話相談

相談時間：月～金曜 9時30分～17時  
土曜 9時30分～16時30分  
※祝休日、年末年始、かながわ県民センター休館日を除く

電話番号：(045)311-0999  
又は  
消費者ホットライン「188」

詳しくは、こちらをご覧ください →



### ○市町村の消費生活相談窓口

相談時間や電話番号等は、  
ホームページで →  
ご確認ください。



消費者ホットライン  
「188」でも、  
窓口につながります。

## 神奈川県 消費生活出前講座 のご案内

- 神奈川県では、消費生活に関する様々な情報や、消費者被害に遭わないポイントなどをお話する講師を無料で派遣(※)しています。
- 県内のご希望の場所に講師が出向きます。町内会、老人会などのグループでの活動や、学校の授業、社内研修などに、ぜひご利用ください。

(※) 会場費など講師派遣以外の諸経費は、全て申込者様の負担となります。

講座内容例：●最近の悪質商法の手口は？ 対処法は？ ●クーリング・オフってどんな仕組みなの？  
●消費生活センターってどんなところ？ ●消費者被害に遭わないポイントは？

まずはお電話でご相談ください！

神奈川県 消費生活課 消費者教育推進グループ

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階

電話 045-312-1121 (内線2642)

ファクシミリ 045-312-3506

お問い合わせは  
こちら



神奈川県消費生活キャラクター「カナウソ」



困ったときは、  
一人で悩まず  
地元市町村の  
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局  
くらし安全部消費生活課  
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表)/FAX:045-312-3506